

規制の事前評価書

評価実施日：平成26年9月18日

政策	下水道法施行令の一部を改正する政令案		
担当課	水管理・国土保全局下水道部 下水道企画課	担当課長名	井上誠
規制の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容</p> <p>【法令案等の名称】 下水道法施行令の一部を改正する政令案</p> <p>【関係条項とその内容】 非鉄金属製造業等の特定事業場（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第6項に規定する特定事業場をいう。）から下水道に排除される下水の水質に係る基準（以下「下水道法における排除基準」という。）が定められている（下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項）</p> <p>② 規制の目的 終末処理場での処理が困難なカドミウムに係る下水道法における排除基準を定めることで、終末処理場からの放流水の水質を、水質汚濁防止法で定める特定事業場からの公共用水域への排水の水質に係る基準を定める排水基準を定める省令の排水基準（以下「水質汚濁防止法における排水基準」という。）に適合させ、水質汚濁防止法と下水道法の調整を図ることで、排水規制行政の統一的な運用を担保することを目的とする。</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標</p> <p>a 関連する政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>b 関連する施策目標 8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する</p> <p>c 関連する業績指標 -</p> <p>d 業績指標の目標値及び目標年度 -</p> <p>e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標 「公共用水域水質測定結果」（環境省水・大気環境局）において、カドミウム（ニッケル-カドミウム電池、顔料等として使用され、腎臓、肺、肝臓に健康被害を生ずるおそれがある物質。元素記号はCd。）に係る水質環境基準値超過地点が0であること。</p> <p>④ 規制の内容</p> <p>【規制の強化】 カドミウムに係る下水道法における排除基準を0.1mg/Lから0.03mg/Lに強化する。</p> <p>⑤ 規制の必要性 国際的な動向や国内におけるデータが蓄積されたことを踏まえ、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあるカドミウムについて、基準値の見直しが検討された結果、平成23年7月に、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第3次答申）」が取りまとめられ、当該答申を受けて、平成23年10月に「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示59号）」が改正され、カドミウムに係る水質環境基準（環境基本法第16条に規定する環境基準をいう。）が0.01mg/L</p>		

	<p>から、0.003mg/Lに強化された。</p> <p>これを受けて、カドミウムに係る水質汚濁防止法における排水基準が、水質環境基準である0.003mg/Lの10倍である0.03mg/Lとなる見込みであり、このままでは下水道法における排除基準と整合が合わなくなる。 (=目標と現状のギャップ)</p> <p>これは、下水道法における排除基準が、従前の水質環境基準をもとに設定されているためである。(=原因の分析)</p> <p>水質汚濁防止法と下水道法の水質規制について調整を図るため、終末処理場での処理が困難なカドミウムに係る水質汚濁防止法における排水基準の見直しと同時に下水道法における排除基準についても新たな水質環境基準に合わせて見直しを行う必要がある。(=課題の特定)</p> <p>よって、カドミウムに係る下水道法における排除基準を水質汚濁防止法に係る排水基準と同等の0.1mg/Lから0.03mg/Lに強化することとする。(=規制の具体的内容)</p> <p>なお、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)に基づく事業者の届出の集計結果(平成24年度集計結果(平成26年3月6日公表))によると、カドミウムの排出及び移動をしている事業者は、全国で3200である。</p>
<p>想定される代替案</p>	<p>本規制は排水規制行政の統一的な運用を担保するために行う規制であるため、水質汚濁防止法における排水基準と異なる基準値の設定等、本案以外の代替案を設定することは困難である。</p>
<p>規制の費用</p>	<p>○ 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 カドミウムを排出する特定事業場において、下水道法における排除基準を遵守するためのカドミウムの処理費用が生じる。</p> <p>b 行政費用 下水道管理者に、カドミウムに係る下水道法における排除基準が遵守されるよう特定事業場を監督する費用が生じる。</p> <p>c その他の社会的費用 特になし</p>
<p>規制の便益</p>	<p>○ 当該規制案における便益の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共用水域へ排水する特定事業場を規制する水質汚濁防止法と下水道に下水を排除する特定事業場を規制する下水道法の調整を図ることで、排水規制行政の統一的な運用を担保することができる。</li> <li>・ 本案の規制を実施しない場合、終末処理場からの放流水の水質が水質汚濁防止法における排水基準を遵守できず、公共用水域の水質に影響を及ぼすおそれがある。</li> <li>・ 仮に、下水道管理者が終末処理場にカドミウムに係る処理施設を設置し、当該物質を処理するとなると、当該施設の設定費用等を下水道を使用する者のうち、当該物質を排出しない者も費用の一部を負担することとなり、受益と負担の不一致が生じるとともに、カドミウムの濃度が希釈された多量の下水からカドミウムを取り除かなければならなくなり、余計に費用がかかることとなる。</li> </ul>
<p>規制の効率性 (費用と便益の関係の分析)</p>	<p>本案においては、遵守費用、行政費用が一定程度発生する一方で、公共用水域へ排水する特定事業場を規制する水質汚濁防止法と下水道に下水を排除する特定事業場を規制する下水道法との調整を図り、排水規制行政の統一的な運用を担保し、公共用水域の水質を保全することができる。</p> <p>従って、当該規制の便益は規制の費用を上回ると言える。</p>

<p>有識者の見解、 その他関連事項</p>	<p>平成 26 年 7 月 16 日開催の中央環境審議会水環境部会排水規制等専門員会において、カドミウムに係る水質汚濁防止法における排水基準 0.03mg/L とすることが適当であるという結論がとりまとめら、9 月 11 日開催の水環境部会においてその旨の答申が取りまとめられた。</p>
<p>事後評価又は事後検証 の実施方法及び時期</p>	<p>施行後 5 年を目処に RIA 事後検証シートによる事後検証を行う。また、事後検証までの期間を分析対象期間とする。</p>
<p>その他 (規制の有効性等)</p>	<p>○ 規制の有効性 公共用水域へ排水する特定施設の設置者を規制する水質汚濁防止法と下水道に下水を排除する特定施設の設置者を規制する下水道法の調整を図ることで、排水規制行政の統一的な運用を担保し、公共用水域の水質を保全することができる。</p>